目 次

第VII部 外国語書面出願

第1章	外国	国語書面出願制度の概要	
1.	. 概要	[1 -
2	. 外国	語書面出願に関する書面	
	2.1	願書	1 -
	2.2	外国語書面及び外国語要約書面	1 -
	2.3	翻訳文	2 -
	2.4	誤訳訂正書	3 -
3	. 翻訴	と文が提出されなかった場合の取扱い	3 -
	3.1	「外国語書面(図面を除く。)」の翻訳文が提出されなかっ	った場
		合	3 -
	3.2	「外国語書面」の図面の翻訳文が提出されなかった場合…	3 -
	3.3	要約書の翻訳文が提出されなかった場合	3 -
4	. 外国	語書面出願の明細書等についての補正	4 -
	4.1	補正の対象となる書面	4 -
	4.2	明細書等について補正ができる時期	4 -
5	. 外国	語書面出願に関する拒絶理由	4 -
	5.1	原文新規事項の追加	4 -
	5.2	翻訳文新規事項の追加	4 -
6	. 各種	出願についての取扱い	5 -
	6.1	分割出願の取扱い	5 -
	6.1	1.1 分割出願の形態	5 -
	6.1	1.2 原出願が外国語書面である場合の分割出願の可能な時	期(ケ
		ース1又はケース2)	5 -
	6.1	1.3 審査における留意事項	6 -
	6.2	変更出願の取扱い	6 -
	6.2	2.1 変更出願の形態	6 -
	6.2	2.2 原出願が外国語書面出願である場合の変更出願の可能	とな時
		期(ケース1)	7 -
	6.2		
	6.3	実用新案登録に基づく特許出願の取扱い	
	6.3	3.1 実用新案登録に基づく特許出願の形態	7 -
	6.3	3.2 審査における留意事項	8 -

	6.4	国内	N優先権の主張の取扱い	8 -
	6.	4.1	国内優先権の主張の形態	8 -
	6.	4.2	先の出願が外国語書面出願である場合の国内優先権の主張	
			が可能な時期(ケース1又はケース2)	8 -
	6.	4.3	審査における留意事項	9 -
第2章	外	国語	書面出願の審査	
1.	. 概要	更	·····	1 -
2.	. 原戈	と新規	l事項 ······	1 -
	2.1	明組	⊞書等に原文新規事項が存在するか否かの判断	1 -
	2.2	原文	て新規事項の判断に係る審査の進め方	3 -
	2.3	外国	国語書面を照合すべきケースの類型	4 -
3.	. 翻訓	尺文新	f規事項 ······	6 -
	3.1	翻訓	マ文新規事項を追加する補正であるか否かの判断	7 -
	3.2	翻訓	R文新規事項の判断に係る審査の進め方	7 -
4.	. 誤訓	尺訂正	E書による補正	7 -
	4.1	誤訓	R訂正書による補正がされた場合の審査	7 -
	4.	1.1	訂正の理由等の記載が十分でない場合の取扱い	8 -
	4.	1.2	補正書による補正で対応可能な補正事項であるとして誤訳	
			訂正書に含まれた補正事項が、実際には、翻訳文新規事項	
			(補正書による補正で対応不可能な補正事項)であった場合	
			の取扱い	8 -
	4.	1.3	最後の拒絶理由通知等の指定期間内に、補正書による補正	
			で対応可能な補正事項を含む誤訳訂正書が提出された場合	
			の取扱い	9 -
	4.	1.4	翻訳文新規事項を追加する補正書が提出された後に、その	
			翻訳文新規事項を維持する誤訳訂正書が提出された場合の	
			取扱い	9 -
5			彗面出願の審査の進め方]	
6.	. 誤訓	尺訂正	書の提出要領	11 -
	6.1		Eの理由の説明に必要な資料 ·····	
	6.2	誤訓	マ訂正書の具体例 コ	12 -
	6.3		E書による補正で対応可能な補正事項を誤訳訂正書に含ませ	
		るこ	とについて	12 -
	6.4	同日	日付けの補正書と誤訳訂正書とを別個に提出する場合の留意	
		事項		13 -

<関連規定>